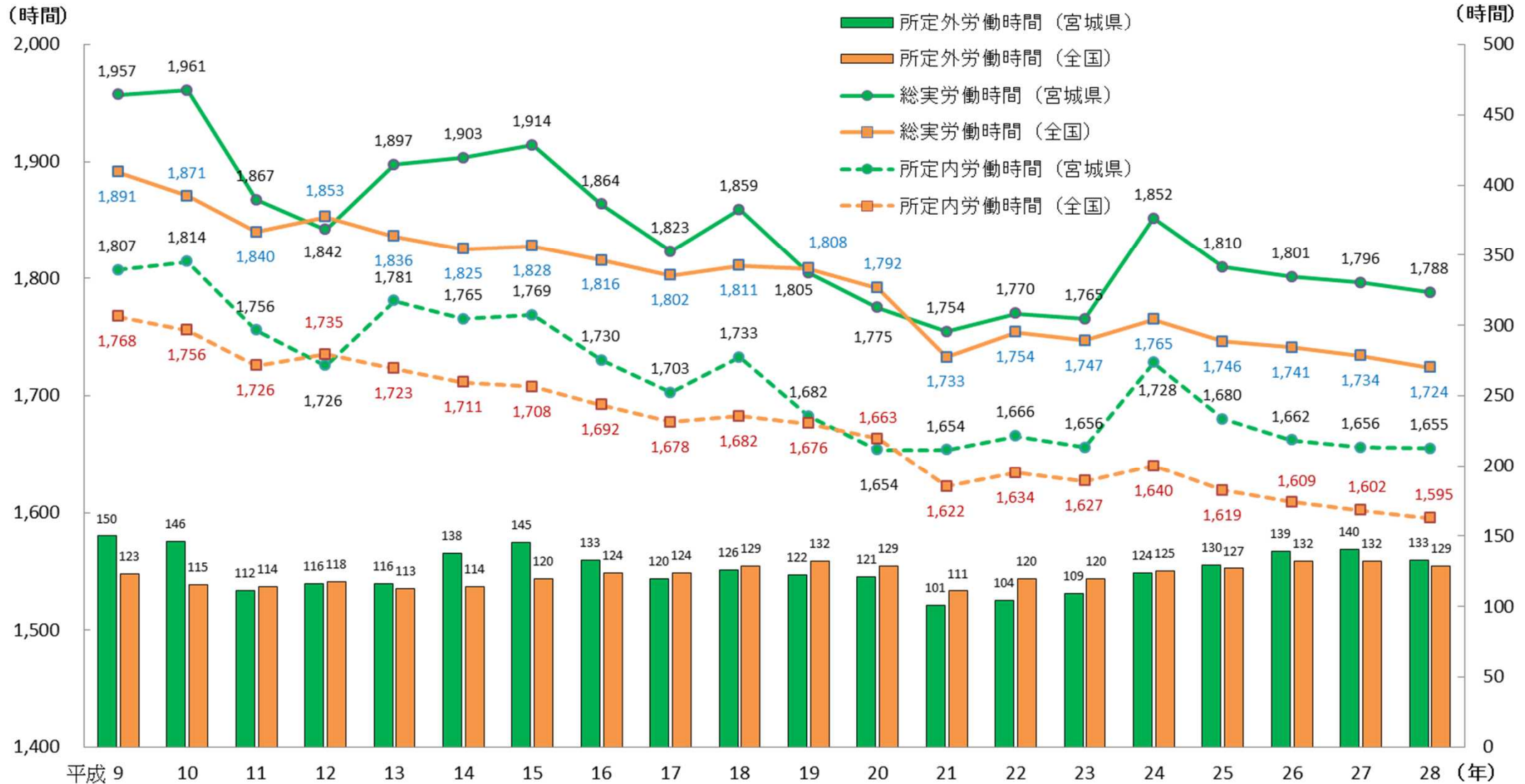


2. 働き方の現状

～長時間労働と非正規雇用について～

宮城県内の事業所における労働時間

● 宮城県内の事業所の年間の総実労働時間・所定内労働時間・所定外労働時間はいずれも、近年減少傾向にあるが、**全国平均よりも長い**



資料出所: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

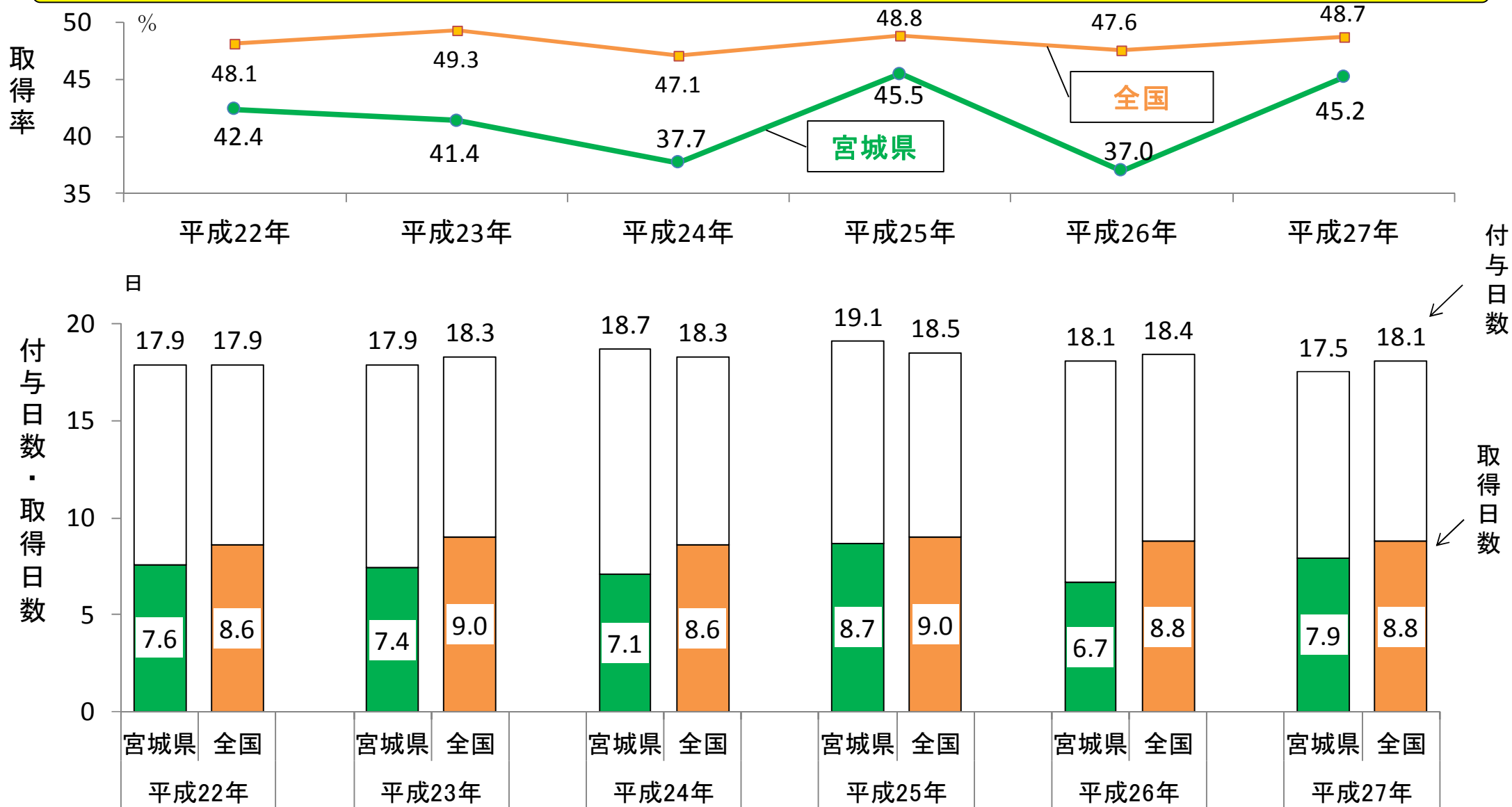
(注) 1 事業所規模5人以上。パート労働者含む。 2 数値は、年平均月間値を12倍し、小数点以下第1位を四捨五入したものである。

3 所定外労働時間は、総実労働時間から所定内労働時間を引いて求めた。

4 全国の数値は、毎月勤労統計調査全国調査の結果であって、都道府県別の地方調査結果の平均や合計ではない。

宮城県内の事業所における年次有給休暇の取得状況

● 宮城県内の事業所における年次有給休暇の取得率・取得日数は、全国平均を下回っている。



(資料出所) 「就労条件総合調査」特別集計(厚生労働省労働基準局労働条件政策課)

(注) 「付与日数」には、繰越日数を含まない。「付与日数」「取得日数」は、「総付与日数」「総取得日数」を取得資格者数で除したものである。

36協定における労働時間の延長の状況

- 36協定において、月45時間を超える特別条項を定める事業場が2割を超えている。

時間外労働に関する労使協定において1か月の延長時間の定めがある事業場の1か月の延長時間（一般労働者）（企業規模別）

		特別条項付き36協定を締結している事業場の割合						
		うち1か月の特別延長時間が45時間超の割合						
		うち50時間超の割合					うち80時間超の割合	
		うち60時間超の割合			うち70時間超の割合			
		うち100時間超の割合						
	1～30人	5.6%	5.5%	5.4%	3.8%	2.7%	0.7%	0.2%
	31～100人	22.5%	21.9%	21.0%	16.1%	13.7%	5.1%	1.1%
	101～300人	32.8%	32.4%	31.0%	23.8%	18.9%	6.3%	1.5%
	301人～	58.6%	57.7%	56.8%	43.0%	34.2%	14.6%	3.9%
	合計	22.4%	22.0%	21.5%	16.2%	12.9%	4.8%	1.2%

(出典)厚生労働省・平成25年労働時間等総合実態調査

【36協定】 1日8時間・週40時間を超える超過勤務や、週1日の休日に勤務させる場合、労働基準法第36条に基づき、労働者過半数を占める労働組合との間で協定を締結しなければならない

36協定を締結していない理由

- 36協定を締結していない理由をみると、「36協定の存在を知らなかった」が1/3を超える。

時間外労働・休日労働に関する労使協定を締結していない理由（企業規模別）（複数回答）

	時間外・休日労働がない	36協定の存在を知らなかった	就業規則等で規定を設けるのみで十分と思っていた	適用除外だと思っていた	事業場ごとに締結が必要とは知らなかった	過去締結した36協定が現在も有効だと思っていた	過半数代表が選出されなかった	過半数組合または過半数代表から締結を拒否された	36協定の締結・届出を失念した	その他
1～30人	45.1%	38.6%	1.0%	1.2%	0.8%	3.2%	－	－	12.0%	3.6%
31～100人	30.8%	13.6%	1.8%	1.8%	18.3%	8.7%	0.0%	－	29.5%	7.0%
101～300人	27.4%	8.2%	0.5%	0.1%	31.1%	5.4%	0.1%	0.1%	23.6%	11.2%
301人～	28.7%	5.7%	0.7%	0.1%	38.5%	0.9%	0.2%	0.0%	28.6%	8.1%
合計	43.0%	35.2%	1.0%	1.2%	3.5%	3.6%	0.0%	0.0%	14.0%	4.2%

（出典）厚生労働省・平成25年労働時間等総合実態調査

非正規雇用労働者の雇用状況

- 正規雇用労働者と非正規雇用労働者間に大きな待遇格差がある

一般労働者		短時間労働者	
正社員・正職員	正社員・正職員以外	正社員・正職員	正社員・正職員以外
1,950円 (▲0.4%)	1,299円 (3.3%)	1,410円 (3.1%)	1,060円 (1.5%)

(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成28年) 雇用形態別 第1表
 注) 一般労働者の平均賃金は、所定内給与額を所定内実労働時間数で除した値。
 () 内は、平成27年からの増減率。

- 我が国の全雇用者の約4割は非正規雇用
うち約半数がパート

- 非正規雇用労働者(2016年):2,023万人 (全雇用者の**37.5%**)
(内訳) パート:48.8%、アルバイト:20.5%、契約社員:14.2%など
- 非正規雇用労働者の割合(2016年、男女別・年齢別)

	25-34歳	35-44歳	45-54歳	55-64歳
男性	15.8%	9.8%	8.9%	31.3%
女性	39.5%	53.8%	59.2%	66.8%

(資料出所) 総務省「労働力調査(詳細集計)」(平成28年平均) 第II-1表

(%)	雇用保険	健康保険	厚生年金	退職金制度	賞与支給制度
正社員	92.5	99.3	99.1	80.6	86.1
正社員以外	67.7	54.7	52.0	9.6	31.0

(資料出所) 厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」(平成26年) 個人調査 第14表

- 35歳以上の女性は、結婚や子育てを理由に、自ら非正規雇用を選択する率が高い傾向

不本意非正規の割合(2016年平均):297万人(非正規労働者全体の**15.6%**)

	25-34歳	35-44歳	45-54歳	55-64歳
男性	38.4%	39.4%	43.4%	26.7%
女性	17.5%	11.7%	12.5%	9.2%

(資料出所) 総務省「労働力調査(詳細集計)」(平成28年平均) 第II-16表